

安全な水、豊かな水を次世代へ

岩泉町水道事業基本計画

= IWAIZUMI TOWN WATERWORKS VISION =



岩泉町上下水道課

おことわり

本来、この「岩泉町水道事業基本計画」は、平成23年3月に皆様に公表する予定で準備していたものでした。しかし、ご存知のとおりこの時期、あの東日本大震災が発生しました。そのため、私たちはこの基本計画の再検討を迫られることになったのです。

そして、今回、私たちはこの基本計画書策定のため協力していただいた皆さまのご厚意に答えるためにも、内容を見なおした形で公表することにしました。

ただ、基本計画策定の段階で、いろいろな問題点も浮き彫りになってきました。それらのことについては、今後、皆さまの意見も参考にしながら、少しずつ改善したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

目次

CONTENTS

I 基本計画策定の背景

1-1 岩泉町水道事業基本計画策定の趣旨	2
1-2 岩泉町水道事業基本計画の位置づけ	3

II 岩泉町水道事業の概要

2-1 岩泉町水道事業の概要	4
2-2 岩泉町水道事業のできごと	7

III 事業の現状分析及び課題と目標

3-1 岩泉町水道事業の現状	9
3-2 岩泉町水道事業の課題	9
3-3 事業運営の目標	10

IV 目指すべき方向

4-1 基本理念	11
4-2 基本的な考え方	11
4-3 目標と施策の基本方向	12
(1) 安全・良質な水	12
(2) 安定供給される水	13
(3) お客様に満足される水	14
(4) 健全経営の水	14

V 今後の事業展開

5-1 情報公開	17
5-2 お客様のニーズの調査、把握	18
5-3 計画達成状況の報告	18

〔資料編〕

VI 各種資料

6-1 給水装置の「所有区分」と「管理区分」	21
6-2 水道水質基準項目	22
6-3 岩泉町の水需要の現状と見通し	23
6-4 水道アンケートの集計結果について	24
6-5 災害時の給水計画	30

I 基本計画策定の背景

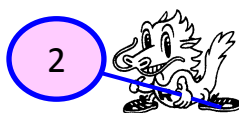
1-1 岩泉町水道事業基本計画策定の趣旨

厚生労働省では、平成17年10月17日付けで「地域水道ビジョン作成の手引き」をとりまとめ公表しました。これは、「地域水道ビジョン」を作成したうえで確かな将来計画に基づき事業経営を行い、定期的にチェックしながら水道事業を運営していこうとするものです。

この「岩泉町水道事業基本計画」は、岩泉町の水道事業の現状を分析・評価し、おおむね10年後を見通した将来像と目標を設定し、実現可能な方策を検討しようとするものです。



うれいらさん
霊峰宇霊羅山を背景にした岩泉町上下水道課庁舎



1-2 岩泉町水道事業基本計画の位置づけ

岩泉町の水道事業は、上位計画の「新岩泉町まちづくり総合計画」に基づき、今後の岩泉町の目指すべき水道事業の方向性・目標を設定し、その目標達成に向けた施策を定めるものです。



Ⅱ 岩泉町水道事業の概要

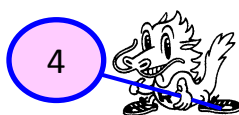
2-1 岩泉町水道事業の概要

岩泉町は昭和31年9月30日、町村合併促進法に基づき岩泉町、大川村、安家村、小本村、有芸村の1町4か村が合併し、翌32年4月1日に新市町村建設促進法により小川村を吸収合併し、面積約993平方キロメートルの岩泉町が生まれ現在に至っています。

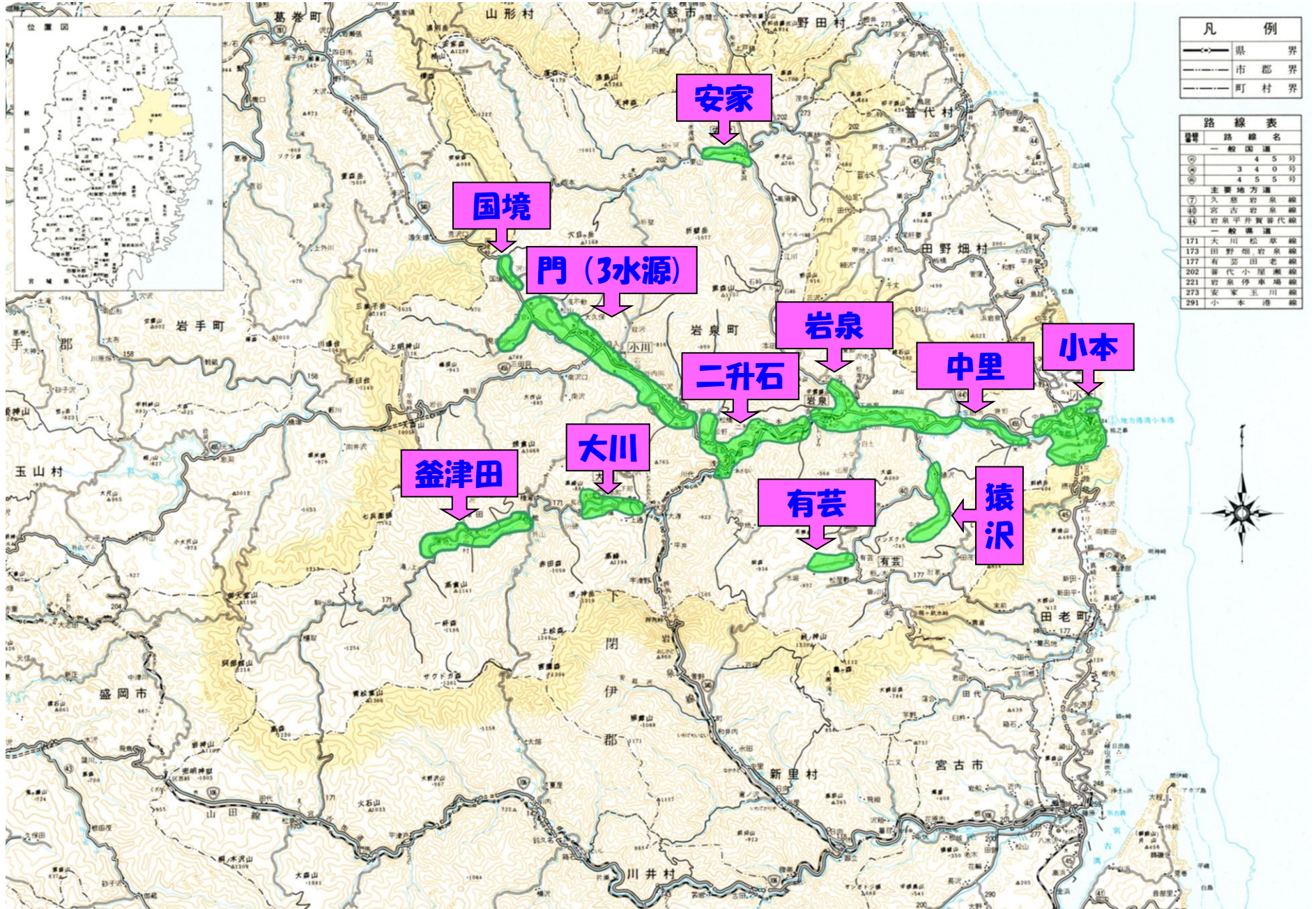
岩泉町の水道事業は、昭和31年4月1日給水開始した岩泉簡易水道創設後、昭和43年に門、昭和44年に小本、昭和48年に安家の各簡易水道を整備し、以後大川、有芸、二升石、国境、中里、猿沢、釜津田の簡易水道施設整備を進め、現在は町営の11簡易水道を運営しています。この他、町内には組合運営の専用水道1施設、飲料水共同施設等が7か所あり、平成24年3月31日現在の水道普及率は77.1%となっています。



岩泉簡易水道浄水場



岩泉町内の簡易水道施設位置図 (全11施設、13水源)



5

岩泉町内の簡易水道施設整備状況一覧（全11施設、13水源）

簡易水道施設別	水源の種類	取水施設		導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	
岩泉簡易水道	湧水			導水ポンプ 2			配水池 4	加圧ポンプ 2
	(龍泉洞)	取水管	取水ポンプ 2	導水管	緩速濾過	送水管 (一部) 1	配水管	減圧弁 2
二升石簡易水道	表流水						配水池 2	
	(松橋川)	取水堰堤	沈砂池	導水管	緩速濾過	—	配水管	減圧弁 2
猿沢簡易水道	表流水						配水池 2	
	(中倉沢川)	取水堰堤	沈砂池	導水管	緩速濾過	—	配水管	減圧弁 4
門簡易水道(見内川)	表流水					送水ポンプ 4	配水池 5	
	(見内川)	取水堰堤		導水管	緩速濾過	送水管 (一部) 2	配水管	減圧弁 4
門簡易水道(門)	浅井戸	取水井戸				送水ポンプ 2	配水池 1	
	(小本川)	取水ポンプ 2		—	急速濾過	送水管 1	配水管	
門簡易水道(褰綿)	表流水					送水ポンプ 4	配水池 4	
	(泉沢川)	取水堰堤	沈砂池	導水管	緩速濾過	送水管 (一部) 2	配水管	加圧ポンプ 9
国境簡易水道	表流水						配水池 2	
	(水上沢川)	取水堰堤		導水管	急速濾過	—	配水管	減圧弁 3
大川簡易水道	表流水						配水池 2	加圧ポンプ 2
	(大野沢川)	取水堰堤	沈砂池	導水管	緩速濾過	—	配水管	減圧弁 2
小本簡易水道	浅井戸					送水ポンプ 6	配水池 4	
	(小本川)	取水井戸		—	消毒のみ	送水管 4	配水管	減圧弁 5
中里簡易水道	浅井戸					送水ポンプ 2	配水池 2	
		取水井戸		—	消毒のみ	送水管 1	配水管	
安家簡易水道	湧水					送水ポンプ 2	配水池 1	
	(清水川)	取水堰堤		導水管	急速濾過	送水管 1	配水管	
有芸簡易水道	表流水						配水池 1	
	(犬頭沢川)	取水堰堤		導水管	緩速濾過	—	配水管	減圧弁 1
釜津田簡易水道	表流水					送水ポンプ 2	配水池 2	加圧ポンプ 2
	(浦志内沢川)	取水堰堤	沈砂池	導水管	急速濾過	送水管 1	配水管	減圧弁 2
施設箇所数、ポンプ台数	表流水 8箇所	取水管 1箇所	取水ポンプ 4台	導水ポンプ 2台	緩速濾過 7施設	送水ポンプ 24台	配水池 32池	加圧ポンプ 15台
	湧水 2箇所	取水堰堤 9箇所	沈砂池 5池	導水管 10施設	急速濾過 4施設	送水管 13路線	配水管	減圧弁 25基
	浅井戸 3箇所	取水井戸 3箇所			消毒のみ 2施設			



2-2 岩泉町水道事業のできごと

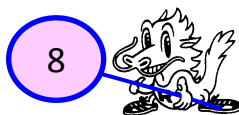
年号（西暦）	町のできごと	水道界・町水道のできごと
大正		
12（1923）	・岩泉村が町制施行し、岩泉町となる	
昭和		
25（1946）		・水道料金の統制はじまる
		・GHQが塩素消毒の強化指令
29（1954）		・ダクタイル鋳鉄管製造開始
31（1956）	・旧一岩泉町、大川村、小本村、安家村、有芸村が合併し、新たな岩泉町となる	・岩泉簡易水道創設
	・初代（～4代）町長に工藤市助氏就任	
32（1957）	・小川村を編入し、現在の岩泉町となる	・水道法制定
33（1958）		・水質基準に関する厚生省令（水質基準省令）制定
34（1959）		・第1回水道週間
35（1960）		・水道普及率50%を超える（全国）
36（1961）	・三陸フェーン災害	
41（1966）		・水質基準省令改正
43（1968）	・十勝沖地震	・門簡易水道創設
44（1969）		・小本簡易水道創設
45（1970）		・水道普及率80%を超える（全国）
47（1972）	・第5代（～6代）町長に山下軍治氏就任	
	・岩泉線全線開通	
	・国道45号全面開通	
48（1973）		・安家簡易水道創設
52（1977）		・大川簡易水道創設
53（1978）	・町勢発展計画策定	・有芸簡易水道創設
		・水質基準省令改正（カドミウム基準）
54（1979）		・門簡易水道を見内川地区に拡張
		・門簡易水道を妻綿地区に拡張
55（1980）	・第7代（～11代）町長に八重樫協二氏就任	・二升石簡易水道創設
58（1983）	・釜津田山林火災	
59（1984）	・三陸鉄道「北リアス線」開業	
	・小本港湾工事着工	
60（1985）	・「龍泉洞地底湖の水（現在は”龍泉洞の水”）」発売開始	・水道用石綿セメント管製造中止
63（1988）		・厚生省「トリハロメタン対策の推進」を通知
平成		
元（1989）		・国境簡易水道創設
2（1990）	・大雨災害	
	・小本水門完成	
4（1992）	・アメリカ合衆国ウィスコンシン・デルズ市と姉妹都市提携	・中里簡易水道創設
	・主要地方道盛岡岩泉線国道昇格、国道455号となる	
	・「酸素一番の町」宣言	

年号（西暦）	町のできごと	水道界・町水道のできごと
5（1993）		・水道普及率95%達成（全国）
6（1994）		・猿沢簡易水道創設
8（1996）	・岩泉町が国土庁（現在は国土交通省）の「水の郷百選」に選ばれる （テーマ：森と水のシンフォニー岩泉） ・「道の駅いわいずみ」オープン	・釜津田簡易水道創設 ・越生町でクリプトスポリジウムによる集団感染発生・暫定対策指針策定
10（1998）		・給水装置の規制緩和に伴い新たな指定工事店制度スタート
11（1999）	・第12代町長に伊達勝身氏就任 ・岩泉町公共下水道供用開始	



岩泉浄化センター（公共下水道施設）

12（2000）	・「岩泉町まちづくり総合計画」策定	
13（2001）		・岩泉簡易水道施設更新完了
14（2002）	・ISO14001取得	
15（2003）	・小本港開港	・水質基準省令全面改正（46から50項目に、水質検査計画制度導入）
16（2004）	・森林認証取得	・厚生労働省「水道ビジョン」公表
18（2006）		・小本簡易水道施設更新完了
19（2007）	・早坂道路（トンネル）開通 ・「道の駅三田貝分校」オープン	
21（2009）	・カワシンジュガイを町天然記念物に指定	
22（2010）	・「新岩泉町まちづくり総合計画」策定	・「岩手水道ビジョン」公表 ・「岩泉町水道事業基本構想」策定
		・門簡易水道施設更新完了
23（2011）	・3.11「東日本大震災」発生	
24以降		・安家簡易水道施設更新完了（予定） ・大川簡易水道施設更新完了（予定）



Ⅲ 事業の現状分析及び課題と目標

3-1 岩泉町水道事業の現状

岩泉町の簡易水道事業は有収率が平成23年度末で44.5%と低く明らかに漏水が大きいと推察されます。広範な地域に簡易水道11施設13水源となっており、その中の5施設（門、安家、大川、有芸、二升石）の遠方監視設備が未整備な中で、安定供給に向けて維持管理に努力しています。

岩泉町上下水道課内
の遠隔監視盤
(全6施設分) →

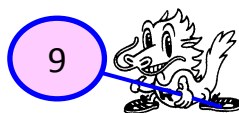


水道料金収入状況は、水道の大口使用事業者の減少や、一般家庭での省エネルギー意識の向上により平成17年度をピークに水道使用水量が減少し、経営に影響しています。

3-2 岩泉町水道事業の課題

岩泉町の簡易水道施設は整備後30年から40年経過した老朽設備の更新や、石綿セメント管、鉛管、老朽等の管路更新と、遠方監視設備等の施設整備を行うこととしています。

現状では今後大幅な水道使用料金の伸びは期待できないことから、漏水対策や経営改善、適正な料金設定が必要と考えています。



3-3 事業運営の目標

- 1) 水需要の動向に適切に対応した施設の整備、管理体制の改善、技術の向上に取り組み、給水サービスの向上に努めます。
- 2) 安心・安全でおいしい水が供給できるよう、水質管理の強化、検査の充実を図ります。
- 3) 効率的な財政運営のため、民間企業への委託が可能な業務について、民間活力の導入を進めます。
- 4) コストの削減を徹底し、組織のスリム化、業務の効率化、適正な職員配置に努めます。
- 5) 事業運営における環境負荷に配慮し、環境保全への取り組みを効率的、効果的に進めます。

龍泉洞 みずまつり

水を被り禊ぎを行って新年が良い年であることを願います。



水祓い



巫女舞



IV 目指すべき方向

4-1 基本理念

お客さまの視点に立ったサービス

水道事業は水道料金収入で経費をまかなう独立採算制で経営されるのが原則です。そのため最小のコストで最大の効果が得られるよう業務の合理化、効率化、利用者サービスの向上のため、業務委託の推進、経費の節減、業務の簡素化・効率化等による経営基盤の強化に努めます。

4-2 基本的な考え方

岩泉町の水道は、これまでも水道事業の使命である「安心して安定な給水」と「健全な経営」の努力をしてきました。

しかし、変化する社会環境や多様化するお客さまのニーズに対応するため、お客さまの視点に立ち、事業の内容やお客さまへのサービスを、より高めて行かなければなりません。

そのため、私たちは次のような目標と施策の基本方向を定めました。

目標1・・・安全・良質な水

目標2・・・安定供給される水

目標3・・・お客さまに満足される水

目標4・・・健全経営の水



綺麗な水をいつまでも



4-3 目標と施策の基本方向

(1) 安全・良質な水

①水源の保全

岩泉町の簡易水道施設には13の水源があります。

現在のところ、全ての水源で良好な水質が確保されていますが、今後も良質な水を確保するため水源の保全に努めます。

水源の周囲において水源に影響のある事業や森林の伐採等が行われる場合、事業者や土地所有者と協同して水源に影響が出ないような方策を講じます。

また、事故等の連絡体制も強化し、将来的にも水源が保全されるようにしていきます。

②水質管理の強化

現在の水質管理は職員及び委託している水道施設管理員による日常の施設点検や水質検査、定期的な水質検査等により水源から各家庭の給水栓まで監視しています。

今後は、現在の水質監視体制をさらに充実させるとともに、一般住民からの水質汚染情報収集の強化、そして、濁度等一部の情報については、全施設遠隔監視も出来るように整備を進めていきます。

水質検査の委託先



岩手県医薬品衛生検査センター
(クリプトスポリジウム、シア
ルジアの水質検査を委託)



宮古市水質検査センター
(通常の水質検査を委託)



(2) 安定供給される水

①施設整備

岩泉町の簡易水道施設は整備してからすでに30年から40年経過し、管路の老朽化が進んでいます。また石綿セメント管を使用した路線があることから、管路更新をすすめています。平成24年3月現在の状況は、岩泉簡易水道と、小本簡易水道の施設整備が終了しています。門簡易水道の施設整備は平成19年度から着手しており、平成22年度に完成しています。また、平成20年度からは安家簡易水道施設整備に着手しています。

当面、管路更新とポンプや濾過設備等の更新を進めていく予定です。平成28年度に現在11箇所ある簡易水道施設を統合し、岩泉上水道として運営する計画となっていることから、統合に向けての施設整備を併せて実施していきます。

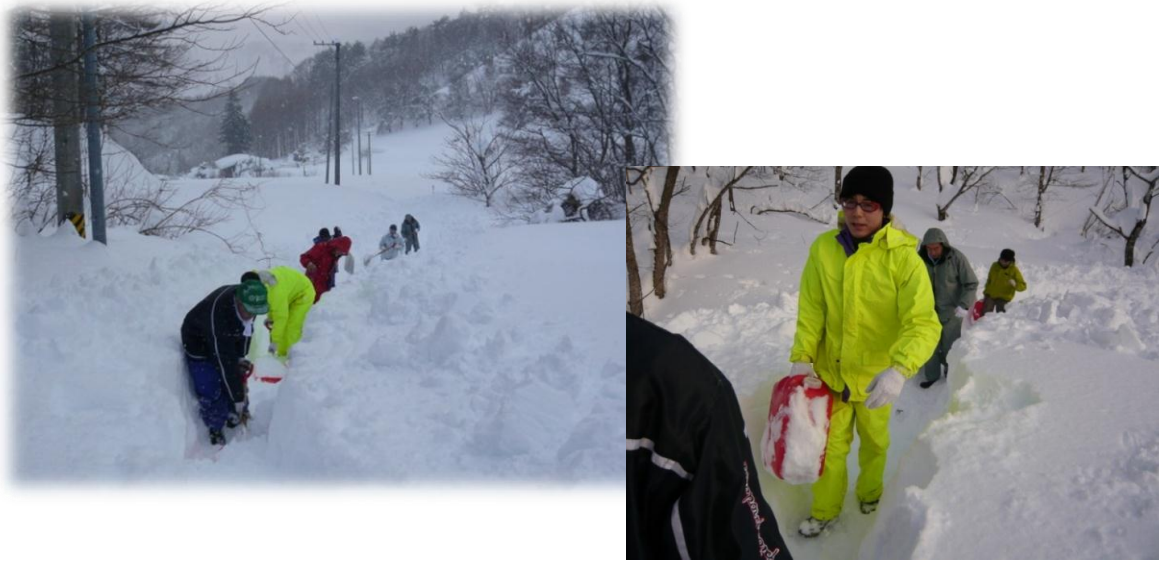


②維持管理

安全な水を安定して供給していくため、各施設の機能を的確に把握し、出来る限り施設の延命化を図ります。

有収率のさらなる向上のため、漏水調査及び修理を積極的かつ速やかに行います。





水を安定供給するため、長時間の停電時に大雪の中を自家発電装置への燃料の運搬を行うことも

(3) お客様に満足される水

①給水サービス

お客様の多様なニーズに的確に答えていくために、常にサービスのあり方について検討していきます。

また、お客様の利便性を常に意識し、各種手続き、料金、水質等への対応に身近に感じてもらえる水道を目指していきます。

②技術的サービス

給水装置工事の審査、アドバイス等を的確かつ速やかに行うように努めます。

さらに、各家庭の漏水箇所特定作業や飲料水共同施設組合への技術指導等、水道に関するお客様の要望に対して、極力、対応できるように努めます。

(4) 健全経営の水

①財政基盤強化

岩泉町の簡易水道事業は、11箇所の簡易水道事業の経営を1本化し、簡易水道特別会計で運営しています。

主たる収入である料金収入が平成23年度に157,411千円となっており、過去5年間の状況では、平成17年度をピークに減少傾向にあります。この理由は給



水人口の減少と、大口使用者の廃止または使用水量減少による料金収入の減少が主な理由になっています。

歳入歳出決算額では、施設整備費に関する事業費の増減で収入・支出総額が大きく違っています。収支の状況では一般会計繰入金及び基金積立金取り崩しにより収支を保っています。現状から推察するに、今後、水道使用水量の大幅な伸びは期待できず、むしろ減少傾向が続くと予想されます。平成28年度の水道施設統合後にも整備が必要な状況となっています。

また、簡易水道特別会計の財政調整基金現在高は、平成17年度の66,586千円をピークに年々減ってきていました。（平成23年度末には61,230千円まで戻りました）

このような財政状況の中、施設の更新や維持管理については、緊急性、重要性の高いものから計画的に行うとともに、より一層の経費節減に努めていきます。

さらに、水道料金についても、適正な価格設定に努めます。

②経営の効率化

経営をより効率化するため、簡易水道施設維持管理業務や検針・調定・収納作業の民間業務委託を検討します。

また、経費節減や効率化、合理化のため適正な定員配置を検討して人件費の節減や漏水対策による維持費節減、収納業務のさらなる効率化に取り組みます。

③人材育成

お客さまの幅広いニーズにより対応できるような組織の見直しを行うとともに、水道の知識・技術を次世代に継承できるようにします。

そのため、人材育成の観点から一般職員研修の参加、関係機関の実施する専門研修への積極的な参加、施設維持管理に係る知識・技術の継承に努めていきます。

④環境への配慮

岩泉町の環境方針に従い簡易水道事業の運営、サービスの提供にあたっては、地域的、地球的環境問題に対する取り組みを効果的、継続的に推進します。



岩泉町 簡易水道事業 収支計画

(金額単位：千円)

区分		H20年度 (決算)	H21年度 (決算)	H22年度 (決算)	H23年度 (決算)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	198,436	207,673	191,670	199,700	186,845	182,247	180,310	178,422	176,546	174,694	172,873	171,081
	(1) 営業収益 (B)	161,271	159,841	160,424	158,647	147,374	146,635	145,903	145,173	144,448	143,726	143,008	142,293
	ア 料金収入	161,126	159,653	160,272	158,467	147,312	146,575	145,843	145,113	144,388	143,666	142,948	142,233
	イ 受託工事収益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	145	188	152	180	62	60	60	60	60	60	60	60
	(2) 営業外収益	37,165	47,832	31,246	41,053	39,471	35,612	34,408	33,249	32,098	30,968	29,866	28,788
	ア 他会計繰入金	36,890	44,773	28,421	39,740	39,471	35,612	34,408	33,249	32,098	30,968	29,866	28,788
	イ その他	275	3,059	2,825	1,313	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	147,145	147,410	125,956	133,308	142,841	138,639	135,234	131,931	128,652	125,425	122,263	119,159
	(1) 営業費用	105,433	107,022	87,135	96,612	107,800	106,795	105,799	104,813	103,836	102,869	101,912	100,963
ア 職員給与費	16,770	14,324	13,354	14,090	14,536	14,463	14,391	14,319	14,247	14,176	14,105	14,035	
イ その他	88,663	92,698	73,781	82,522	93,264	92,331	91,408	90,494	89,589	88,693	87,806	86,928	
(2) 営業外費用	41,712	40,388	38,821	36,696	35,041	31,844	29,435	27,118	24,816	22,556	20,351	18,196	
ア 支払利息	41,712	40,388	38,821	36,696	35,041	31,844	29,435	27,118	24,816	22,556	20,351	18,196	
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引 (A) - (D) (E)	51,291	60,263	65,714	66,392	44,004	43,609	45,076	46,491	47,893	49,268	50,610	51,922	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	262,747	377,927	332,739	164,306	266,198	247,257	276,073	223,065	62,870	61,814	58,058	58,161
	(1) 地方債	131,800	191,500	165,600	46,400	114,000	103,000	117,400	81,000	0	0	0	0
	(2) 他会計補助金	68,994	83,970	80,191	77,762	79,820	79,177	83,593	81,785	62,590	61,534	57,778	57,881
	(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国(都道府県)補助金	59,520	90,000	85,310	38,375	72,100	64,800	74,800	60,000	0	0	0	0
	(6) 工事負担金	604	2,131	987	929	278	280	280	280	280	280	280	280
	(7) その他	1,829	10,326	651	840	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	314,053	425,204	382,590	226,102	324,879	300,713	329,545	291,129	132,739	130,627	123,115	123,321
	(1) 建設改良費	211,778	312,025	265,368	104,366	203,144	177,950	202,950	159,450	9,450	9,450	9,450	9,450
(2) 地方債償返還金 (H)	102,275	113,179	117,222	121,736	121,735	122,763	126,595	131,679	123,289	121,177	113,665	113,871	
(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引 (F) - (G) (I)	△ 51,306	△ 47,277	△ 49,851	△ 61,796	△ 58,681	△ 53,457	△ 53,473	△ 68,065	△ 69,870	△ 68,814	△ 65,058	△ 65,161	

※ 1 資本的収支の差引不足額は収益的収支の留保資金等を補填。

※ 2 平成26年度に料金改訂予定。(ただし、今回のこの「収支計画」では料金改定分を考慮していません)



V 今後の事業展開

5-1 情報公開

水道事業の持続のためには、地域住民（お客さま）や企業と協力しあい、それぞれが持っている情報を共有することで、より高いレベルの運営が可能になるものと考えています。

岩泉町上下水道課では、情報共有することにより、水質や経営、その他お客さまが必要としている水道の情報を、いつでも、どの職員でも提供できるように努めていきます。

また、これらの情報は必要に応じて町広報誌やインターネット等により、的確に分かりやすい方法を心がけつつ情報公開していきます。

さらに、水道事業に対する理解を深めてもらう手段として、小学生の社会科見学の一貫としての水道施設見学、あるいは一般町民の水道施設見学の受入を積極的に行います。



小学生の社会科見学の様子（門小学校の皆さん）



5-2 お客さまニーズの調査、把握

情報公開だけでなく、お客さまからの声をより良い方法で、今後の水道事業運営にも反映させるため、日頃行われている電話や窓口での対応のほかに、定期的にアンケート調査を行っていきます。

※ 平成22年度に行ったアンケート調査の結果は、「資料編」に掲載しています。

5-3 計画達成状況の報告

本計画の達成状況を次の予定で公表します。

1) 公表時期

- ・ 中間報告 平成27年度
- ・ 最終報告 平成33年度

2) 公表方法

町インターネットホームページに掲載

3) 本計画の見直し

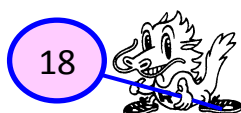
近年水道事業を取り巻く環境は大きく変わり、経営形態においては健全な経営をするための効率化が求められています。

岩泉町水道事業においても、本計画にて中期的な経営計画を立てていますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行っていきます。

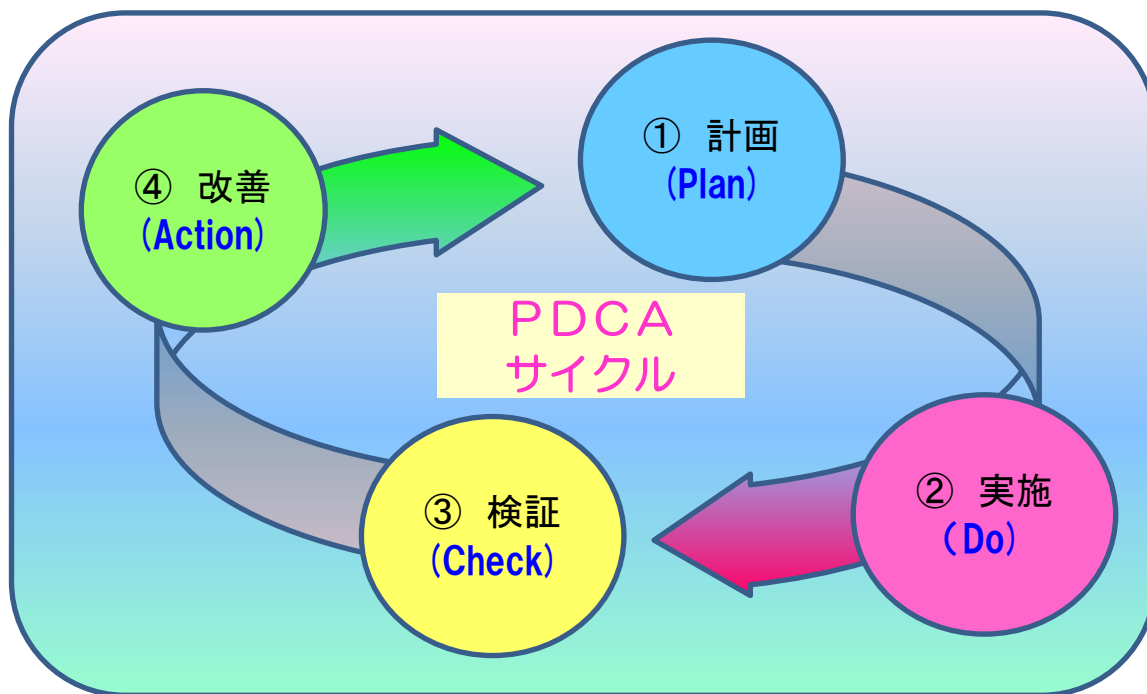
将来にわたって安定した給水が確保できる水道システムとするために、PDCAサイクルにより、

- ・ 計画の構築 (Plan)
- ・ 事業の実施 (Do)
- ・ 目標達成状況の検証 (Check)
- ・ 改善 (Action)

を行ないます。



PDCAサイクルのイメージ



岩泉簡易水道の水源になっている”ドラゴンブルー”の龍泉洞

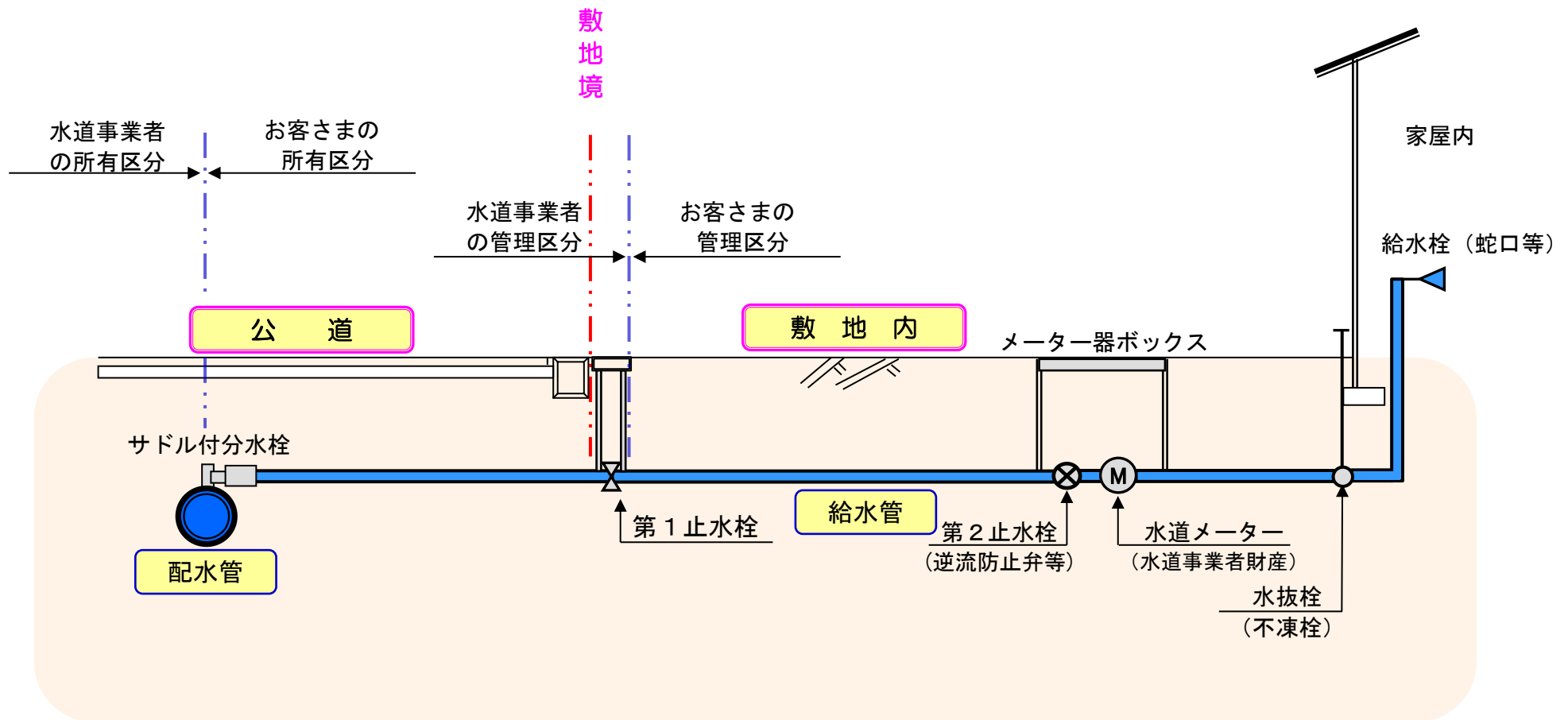
岩泉町水道事業基本計画

資料編



6-1 給水装置の「所有区分」と「管理区分」

給水装置（配水管でない部分）は、基本的には全てお客さまの財産（所有）になりますが、公道部分等で漏水等があった場合、公道部分は修理が困難なことから水道事業者（町）で修理等の対応を行ないます。
第1止水栓より宅内（敷地内）部分については、お客さまが責任持って管理をお願いします。



6-2 水道水質基準項目（50項目）

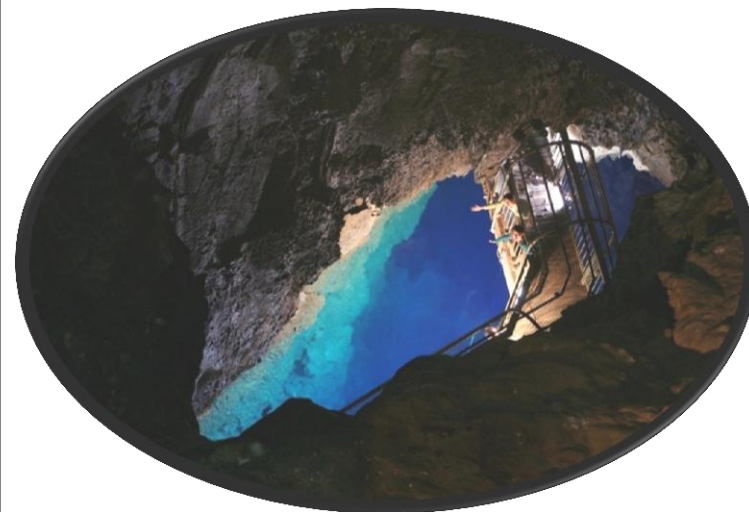
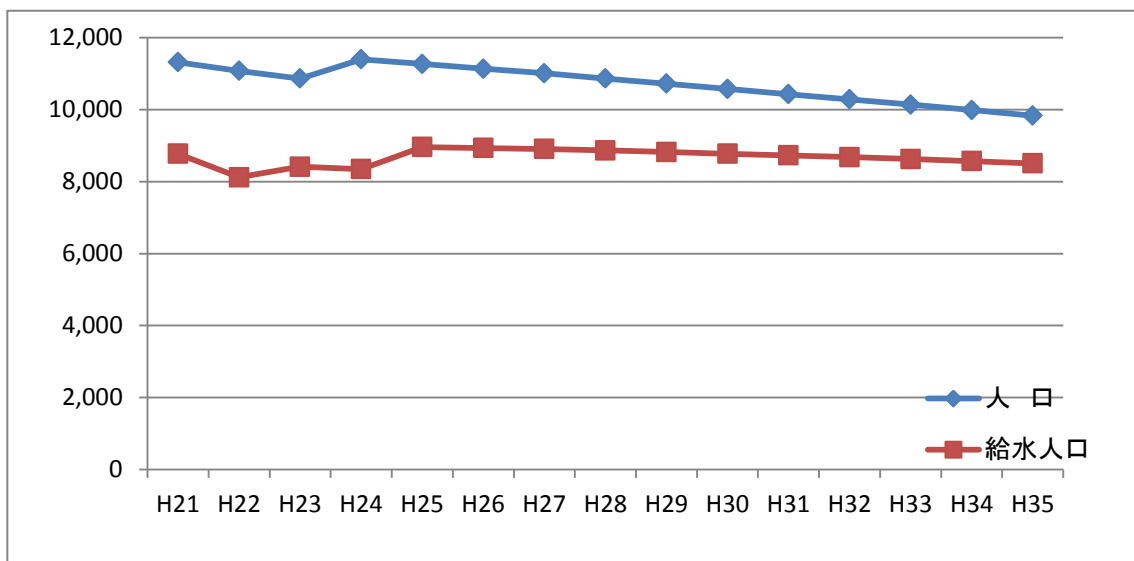
No.	水質項目	基準値	No.	水質項目	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること
2	大腸菌	検出されないこと	27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/L以下であること	28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること	29	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること	30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること	31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること	32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること	33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること	34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること	36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること	37	塩化物イオン	200mg/L以下であること
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	39	蒸発残留物	500mg/L以下であること
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること	40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	41	ジオスミン	0.0001mg/L以下であること
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下であること
18	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること	43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること	44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること	45	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下であること
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	46	pH値	5.8以上8.6以下であること
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	47	味	異常でないこと
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること	48	臭気	異常でないこと
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	49	色度	5度以下であること
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること	50	濁度	2度以下であること

6-3 岩泉町の水需要の現状と見通し

人口の推移

(単位：人)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
人 口	11,318	11,080	10,867	11,401	11,270	11,139	11,013	10,866	10,723	10,575	10,432	10,288	10,139	9,989	9,834
給水人口	8,775	8,121	8,416	8,348	8,960	8,933	8,910	8,867	8,825	8,777	8,732	8,683	8,628	8,571	8,506



龍泉洞の地底湖

平成17年度をピークに水道使用水量が減少してきており、水道料金収入も減少してきています。

給水人口も減少傾向にあります。水道の大口使用事業者の減少や一般家庭での省エネルギー意識の向上も要因と考えられます。(平成22年度、23年度は震災での影響で人口、給水人口ともに一時的に大幅な減少をしています。)



6-4 水道アンケートの集計結果について

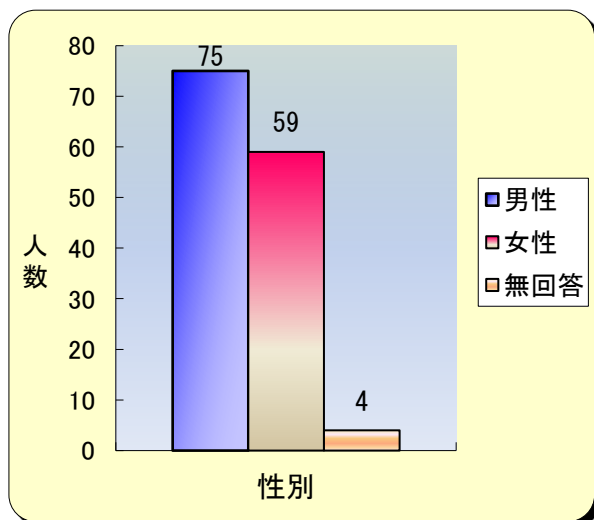
平成22年7月20日から8月10日にかけて、町内全域の町水道利用者350名を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、138名の方々から回答を得ることができました。

アンケートにご協力いただいた方々に、この場を借りてお礼させていただきます。「ご協力ありがとうございました」以下に、アンケートの集計結果を報告させていただきます。

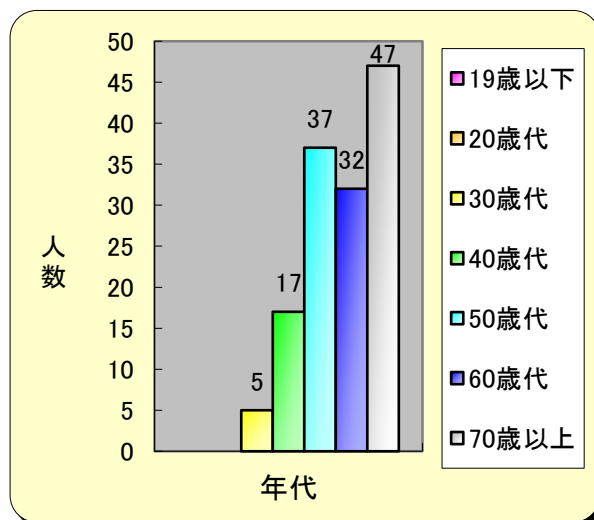
なお、「町水道に対するご意見・ご要望」についてもお聞きしておりますが、紙面の都合でここに紹介することができません。今後の事業展開に活用させていただくことをお約束します。

I. アンケート基礎情報

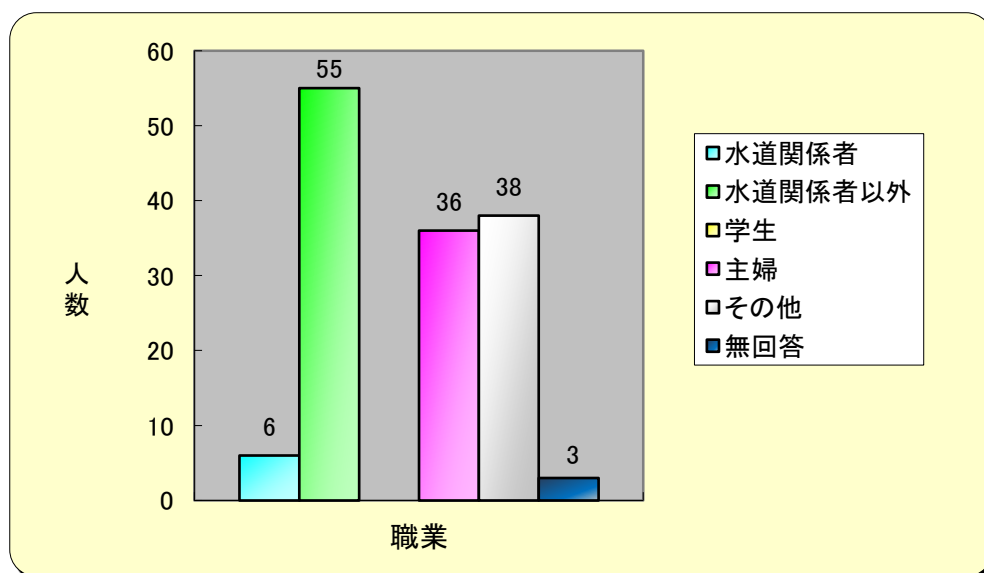
1. 性別



2. 年代



3. 職業



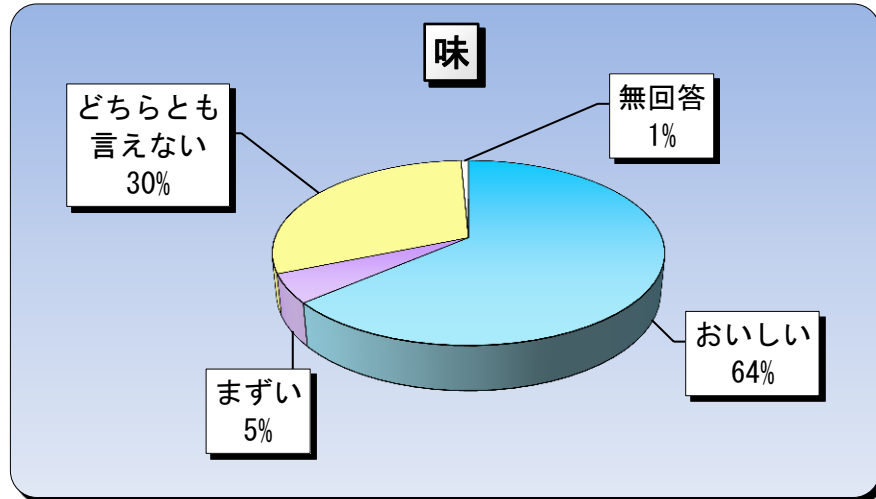
アンケートに回答いただいた方々の「性別」、「年代別」、「職業」は以上のようになっています。

職業については、水道関係者とそれ以外の方々では、水道に対する認識が異なるものとの判断から、このような分類方法を取らせていただきましたが、分類方法については更なる検討が必要だったと考えています。

また、幅広い層の人たちからの回答を期待して、『家族のどなたが答えてもよい』とさせていただきますが、19歳以下、20歳台や学生の方々からの回答が全く得られず残念に思っています。

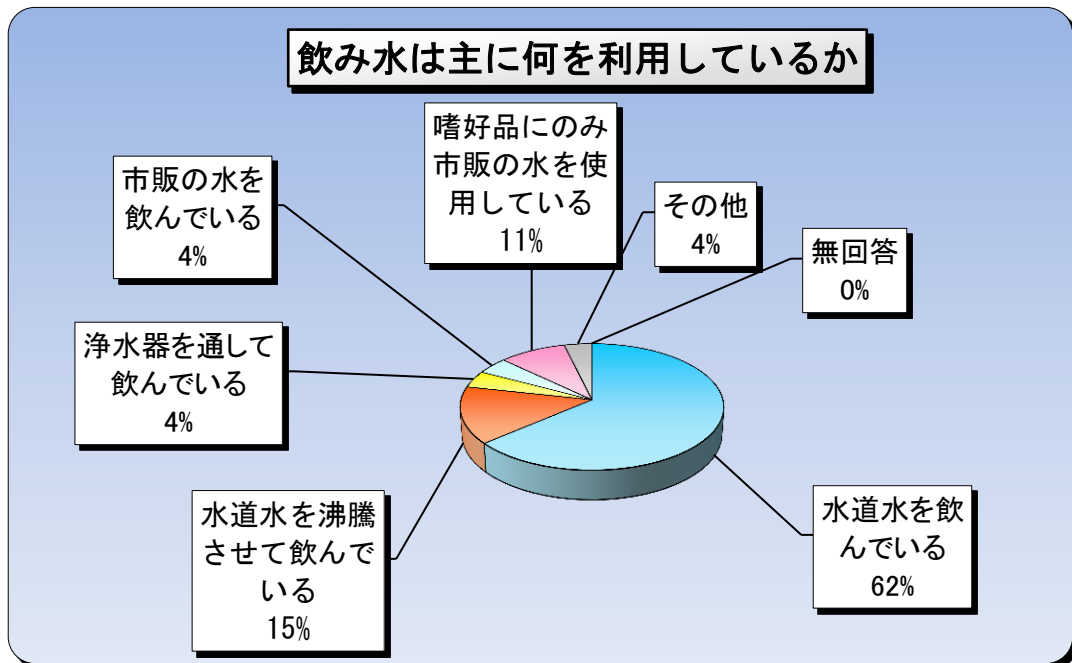
Ⅱ. 岩泉町の水道水について

1. 岩泉町の水道水はおいしいと思いますか？



約3分の2の方々からおいしいと言っていたことには、ある程度安堵していますが、5%の方々「まずい」と言い、30%の方々も「どちらとも言えない」という意見があることも重く受け止め、なお一層の水質管理に努めていきます。

2. 飲み水として主にどのような水を利用していますか？（複数回答可）

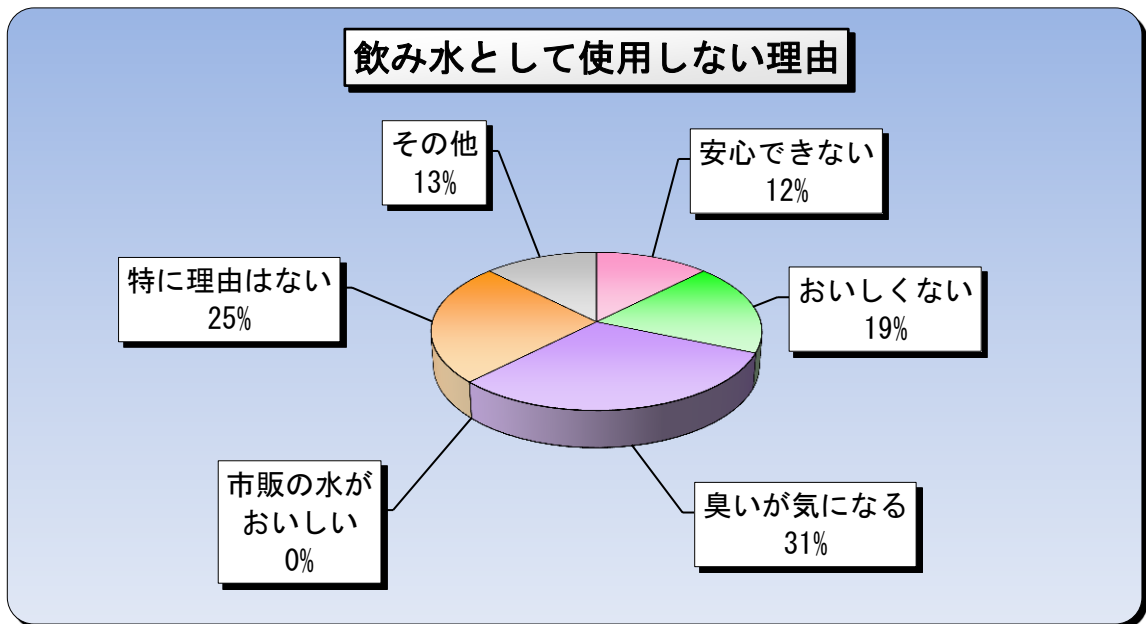


やはり、多くの方々町水道の水を飲んでいるという結果になりました。しかし、その中には沸騰させて飲んでいる人や浄水器を通して飲んでいる人がいることも見逃せません。

その他の回答としては、「飲み水には自家水を使用している（今回のアンケートは町水道の利用者に限定してのアンケートでした）」というものや、「町水道と自家水を併用して飲んでいる」というようなものでした。

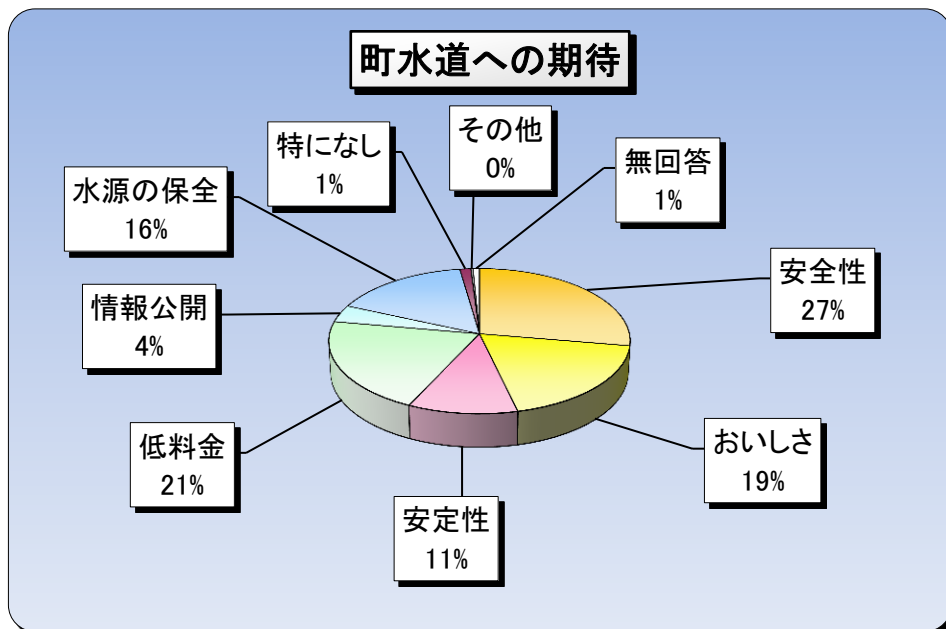


3. 上記2で水道水を飲み水として利用しない方にお伺いします。水道水を飲み水として利用しない理由は次のうちどれですか？（該当する項目2つまでとする）



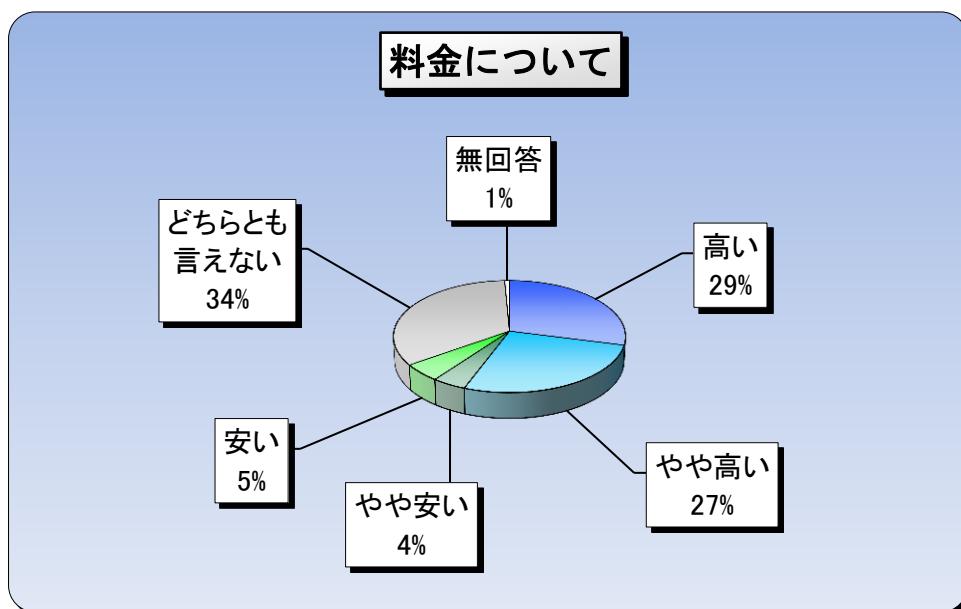
安心・安全でおいしい水を提供できるように努めます。

4. 町水道に何を期待しますか？（複数回答可）



「安全性」、「おいしさ」、「低料金」を特に期待されていることが分かりました。「水源の保全」に意識が高いのは、正直なところ意外でした。

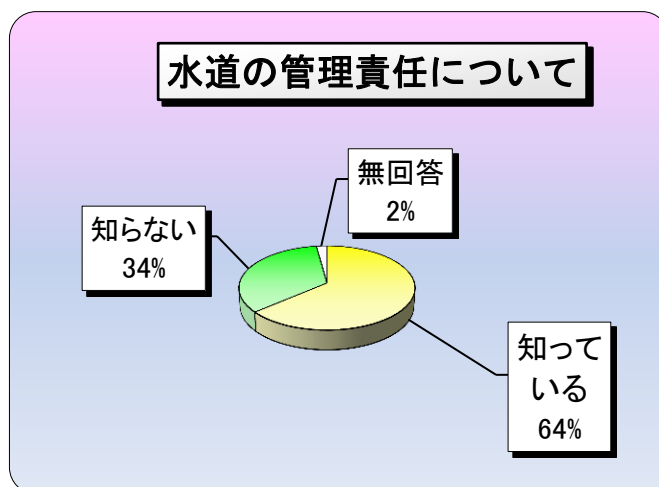
5. 水道料金は、他の公共料金に比べて高いと思いますか？ それとも安いと思いますか？



かなり多くの方が、当町の水道料金は高いと考えていることが分かりました。水道料金は、水を皆さんに提供できるような状態にするまでに係る経費によって決まります。常に経費の節減する努力をしつつ、適正な料金設定をしています。ご理解をお願いします。

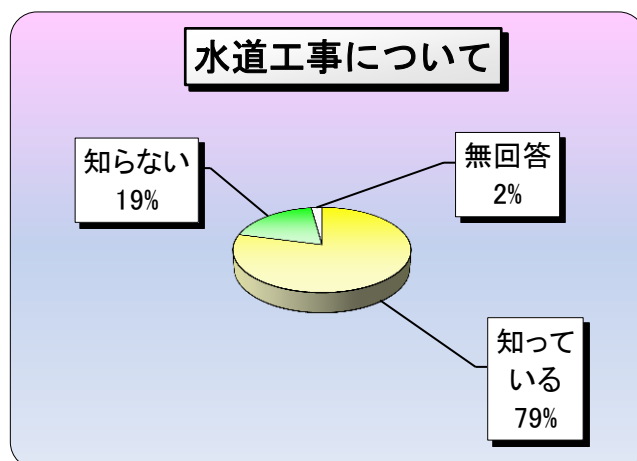
Ⅲ. 給水装置について

1. 宅地内の水道についての管理責任は使用者にあることを知っていますか？



約3分の1の方が知らないということが分かりました。このことについては、もっと皆さんに知ってもらうように努力する必要があると感じました。そして、私たち（事業者）とお客さま（使用者）が、共同して気持ちよく水を使えるようにしていきたいと考えています。

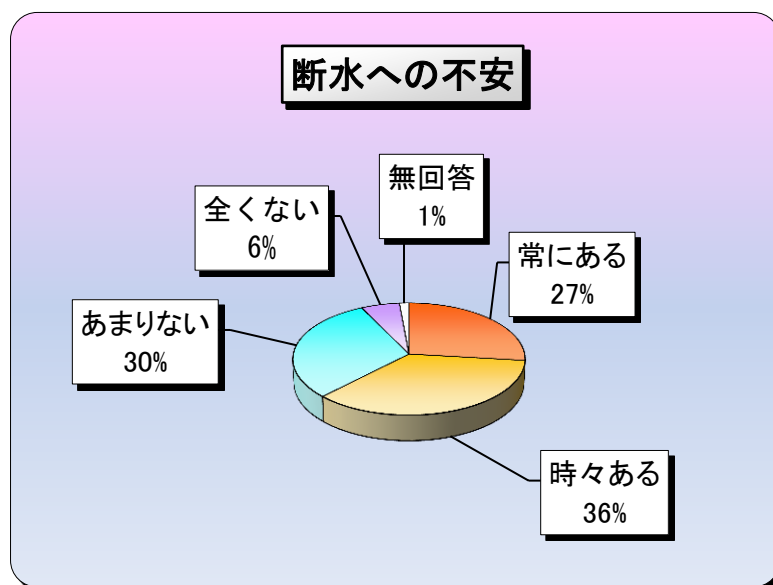
2. ご自宅の水道に関する工事は、水道法により指定業者しか行うことができないことを知っていますか？



以前と違って、多くの方々にこのことを知っていただいていることが分かりました。しかし、約2割の方々が知らないという事実もあるようです。今後も周知活動を進て行きたいと考えています。

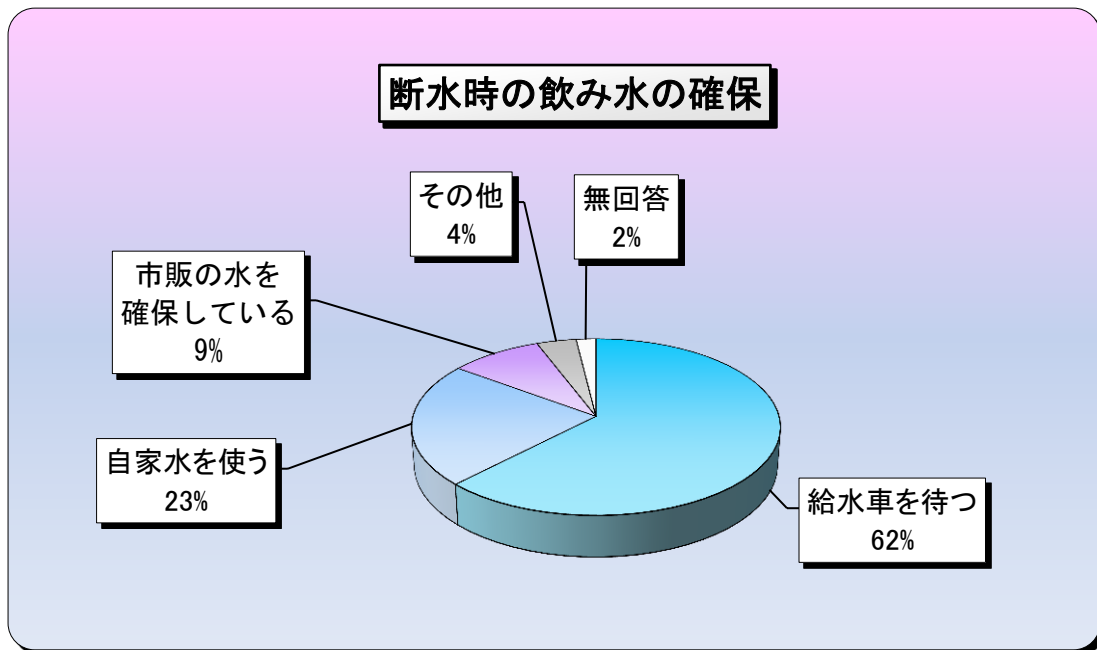
IV. 災害時の給水について

1. 災害により断水になる不安を感じたことはありますか？



多くの方々が、災害時に断水になることを不安に思っているようです。町では、石綿管を含めて古くなった水道管を、地震災害に強いタイプのダクタイル鋳鉄管や硬質ポリエチレン管に順次入れ替えています。併せて、古くなった浄水施設やポンプ、計装盤等も更新しています。

2. 災害時に町水道が断水した場合、飲み水の確保をどのようにしますか？



この場合でも多くの方々が給水車を頼りにしていることが分かりました。町では、災害時の断水への対応を検討しており、必要に応じて他の市町村からの応援も頼めるような体制にもなっています。市販の水を確保しているのは素晴らしいことだと思います。



「龍泉洞の水」・・・販売中

6-5 災害時の給水計画（「岩泉町地域防災計画 平成23年度版」より抜粋）

1. 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

2. 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	町本部長が行う給水に対する協力、指示

〔町本部の担当〕

部	課	班	担当業務
総務部	総務課	庶務班	1 他町村、県等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 2 自衛隊の災害派遣要請
水道部	上下水道課	給水班	1 災害救助法による給水事務の総括 2 災害時における飲料水及び生活用水の供給 3 水道施設の応急復旧 4 水道施設の応急復旧資材の業者等からの確保 5 水道施設の被害調査
保健部	保険福祉課	衛生班	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水

3. 実施要領

1 給水

（1）水源の確保

町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

（2）給水班の編成

町本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

（3）応援の要請

町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、その事項を明示し、県地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

2 応急給水用資材の調達

(1) 調達方法

ア 町本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

イ 町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項



防災訓練での応急漏水修理訓練の様子

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア 水道水（被災水道施設を除く）以外の水を供給する場合、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2 mg/l以上になるよう消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2 mg/l以上に確保する。

ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる散水車、消防車等を含む）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。



イ 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者又は水道用水供給事業者の措置

ア 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

(イ) 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動態勢を整える。

(ウ) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

(ア) 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

(イ) 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(ウ) 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、町本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 町本部長の措置

町本部長は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況

(施設の破損、水道水の汚染状況)

イ 給水対象地域

ウ 給水対象世帯・人員

エ 人員、資材、種類、数量

オ 応援を要する期間

カ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法等を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。



6 簡易水道施設

- (1) 町における簡易水道施設の概況は、別記1のとおりである。
- (2) 簡易水道施設に係る災害応急対策活動を迅速に行うための、非常配備における人員編成計画は、別記2のとおりである。

別記1

簡易水道施設の概況

名 称	給水戸数	給水能力	給水区域	水 源	給水方法	代表者
簡易水道	7,391件	1日最大 6,522m ³	11区域	湧 水 2 伏流水 3 表流水 8	自然流下他	岩泉町長

別記2

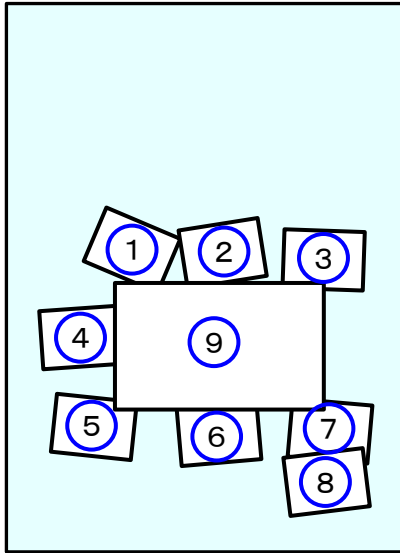
簡易水道施設の要員

名 称	簡易水道施設の要員					備 考
	平常	警戒配備		非常配備		
	町職員	町職員	動員	町職員	動員	
簡易水道	7	11	11	22	33	1 警戒配備は警戒水位に達したとき、又は異常現象の発生があるとき配備につく 2 非常配備は非常事態又は、異常現象の発生のため、簡易水道施設に重大なる支障を及ぼす場合



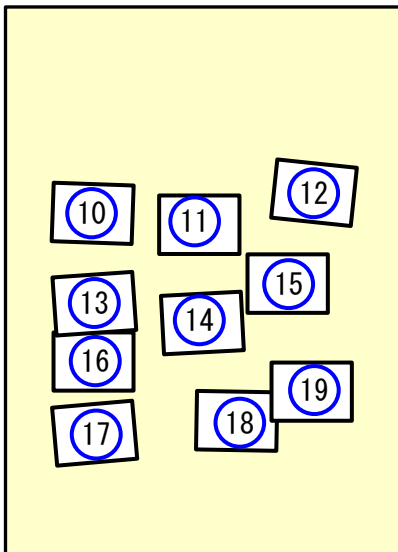
町役場本庁舎と給水車

表紙写真説明



- ① 早坂高原の白樺林（イメージ）
- ② 小川小前の紅葉（イメージ）
- ③ 水道パトロール車
- ④ 小本簡易水道豊岡配水池
- ⑤ コップの水道水
- ⑥ 小本川（イメージ）
- ⑦ 蛇口
- ⑧ 小本川河口（イメージ、震災前）
- ⑨ 水道施設見学会（門簡易水道水源）

「資料編」表紙写真説明



- ⑩ 釜津田簡易水道浄水場
- ⑪ 門（褒綿）簡易水道ポンプ室
- ⑫ 釜津田簡易水道浄水装置（急速ろ過）
- ⑬ 門（褒綿）簡易水道浄水場
- ⑭ 猿沢簡易水道浄水場
- ⑮ 岩泉簡易水道ポンプ室（送水用）
- ⑯ 安家簡易水道浄水場（更新前）
- ⑰ パソコン・キーボード（イメージ）
- ⑱ 門（見内川）簡易水道小松山配水池
- ⑲ 有芸簡易水道浄水場

この「岩泉町水道事業基本計画」を作成するにあたり、各種資料や写真等を提供していただいた皆様、写真掲載にご協力いただいた皆様、また、作成に関する助言等をいただいた皆様に深く感謝いたします。



神秘の宮殿 龍泉洞

(岩泉町のイメージキャラクター「龍ちゃん」)

【編集・発行】

岩泉町上下水道課

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5

TEL:0194-22-2111 FAX:0194-31-1001